

十和田市体育、スポーツに関する表彰規則並びに実施要綱

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
| | <p>十和田市体育、スポーツに関する表彰規則 (平成17年1月1日教育委員会規則第4号) 改正 (平成24年1月26日教委規則第1号) (平成26年12月18日教委規則第3号) (平成27年10月22日教委規則第20号) (平成27年12月21日教委規則第23号) (平成28年6月28日教委規則第6号)</p> | <p>十和田市体育、スポーツに関する表彰規則の実施要綱 (平成17年1月1日)</p> | | |
| (目的) 第1条関係 | この規則は、体育、スポーツの振興に功績のあったもの及びスポーツ活動において優秀な成績を収めたものを表彰することを目的とする。 | 「規則」の適切な運用を図るため必要な事項を定めることを目的とする。 ☆市民とは、本市に住民登録している者及びこれに準ずる者をいう。 | | |
| (表彰の基準) 第2条及び 4条関係 | 表彰の種類は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする。 表彰は次の各号に掲げる表彰の種類に応じ、当該各号に定める基準を満たす者に対して行う。 | 団体とは、市内の学校、職場及び体育協会等の団体並びに代表チームをいう。ただし、ピックアップ選手の場合は個人とする。 | ・ダブルス、組は個人として取り扱う。 | |
| | (1) 体育功労賞 ア 社会体育の振興に尽くし、その功績が特にすぐれた者 イ 永年にわたり、選手の養成及びスポーツ団体の育成指導に寄与し、その功績が著しい者 ウ 体育、スポーツに関する学術的研究等で顕著な成果をあげた者 | (1) 体育功労賞 ア 満年齢60歳以上の者で、単に名目的役職の地位にある者や財政的援助をしたに過ぎない者及び、既に市褒賞を受けたことがある者は含めないものとする。 また、原則として故人を含めた2名とする。 イ 「永年」とは、本市において、引き続き10年以上とする。 | | |
| | (2) スポーツ栄誉賞 国際大会において入賞した者 | (2) スポーツ栄誉賞 「国際大会」とはオリンピック競技大会、世界選手権大会、ユニバーシアード競技大会またはアジア大会とし、「入賞」とは該当競技において第8位までとする。(平成29年度審議会) | ・世界選手権大会、アジア大会については、オリンピック競技大会及び国民体育大会で正式競技となっている種目に限る。(平成29年度審議会) | |
| | (3) スポーツ賞 ア 国際大会の代表選手 イ 国民体育大会、各種全国大会その他これらに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者(前条4号に規定する者を除く。) | (3) スポーツ賞 ア 「国際大会」とは前号と同じとする。 イ 「各種全国大会」とは全日本選手権大会及び全国高校総合体育大会とし、「その他これに準ずる大会」とは全国レベルの大会(全国的に注目される大会を含む。)とし、「優秀な成績」とは第4位までに入賞した者とする。 | ・全国大会、国体、総体、選手権は4位まで ・「選抜大会」については、単に選ばれて出場するものではなく予選を勝ち抜き出場できる大会をスポーツ賞・優秀選手賞に含む。 | |
| | (4) 優秀選手賞(前条第4号に規定する者を除く。) 県大会以上の大会において、優秀な成績を収めた者 | (4) 優秀選手賞 「県大会以上の大会において、優秀な成績」とは、東北総合体育大会、東北選手権大会又は東北高校総合体育大会で第2位までに入賞した者及び国民体育大会青森県予選会、青森県選手権大会又は青森県高校総合体育大会において優勝した者若しくは青森県記録更新者とする。 | ・高校野球の秋季大会を認める。 (平成12年度審議会) | |
| | (5) スポーツ奨励賞(前条第4号に規定する者を除く。) 前2号に掲げる大会に準ずる大会において、優秀な成績を収めた者 | (5) スポーツ奨励賞 「前2号に掲げる大会に準ずる大会において、優秀な成績を収めた者」とは、国際大会の出場者及び全国規模の大会において第4位までに入賞した者、東北規模の大会において第2位までに入賞した者又は県規模の大会において優勝した者 | ・全国規模のレクリエーション大会、マスターズ等の親善大会 ・高校総体の新人・春季・秋季大会 ・青森県民体育大会 (平成11年度審議会) ・北奥羽総合体育大会 (令和元年度審議会) | |
| (6) 前各号に掲げるもののほか、十和田市教育委員会(以下「教育委員会という。’)が特に表彰することが適当と認めた者 | | | | |
| | 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、表彰しない。 (1) 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者(刑が消滅した者を除く。) (2) 破産者で復権を得ない者 (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が表彰することが適当でないとする者 | | | |
| (受賞者の範囲) 第3条関係 | 受賞者の範囲は次に掲げるとおりとする。 (1) 十和田市に住所を有する者(中学生以下の者を除く。) (2) 十和田市に住所を有していた者であって、就学のため市外に居住するもの (3) 十和田市に所在する団体 (4) 十和田市に縁故のある者 | (2)については、スポーツ栄誉賞及びスポーツ賞の対象となる者とする。 (4)については、スポーツ栄誉賞及びスポーツ賞(ア)のみの対象となる者とする。(平成29年度審議会) | | |
| (決定の方法) 第5条関係 | 被表彰者の決定は、十和田市スポーツ振興審議会の意見を聴き、教育委員会が行う。 | 品性に欠けるものがあると認められた場合には、表彰しないものとする。 禁錮以上の刑に処せられ、又は社会通念上著しく好ましくない行為があったときは表彰しない。 | | |
| (表彰の方法) 第6条関係 | 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。 2 故人に対する表彰は、表彰状及び記念品を遺族に授与して行う。 | 表彰の対象者は、該当する大会に登録された選手及び補欠選手とする。 | | |
| (表彰の期日) 第7条関係 | 表彰は、毎年教育長が定める日に行う。ただし、教育委員会が特に理由があると認めるときは、この限りではない。 | 表彰年度の年の1月から12月までに開催された大会を対象とする。ただし、その他特別な理由のあるものについては、この限りではない。 | | |
| 第8条関係 | この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。 | 被表彰者の記録は、その者の氏名・年齢・性別・業績の概要その他必要事項を明記して永年保存とする。この要綱に定めるもののほか、必要な事項は十和田市教育委員会教育長が別に定める。 | | |

優秀選手賞
○東北大会
国体
総体
選手権 } 2位まで

○県大会
国体
総体
選手権 } 優勝者

○県記録更新者

スポーツ奨励賞
上記に準ずる大会で

○国際大会=代表
○全国大会=4位まで
○東北大会=2位まで